

令和6年第5回臨時会
新冠町議会会議録
第1日（令和6年11月6日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|------------|----------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 承認第 9号 | 専決処分について（令和6年度新冠町一般会計補正予算） |
| 第 5 議案第47号 | 財産（土地）の取得について |
| 第 6 議案第48号 | 令和6年度新冠町一般会計補正予算 |

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 竹中進一君 | 2番 酒井益幸君 |
| 3番 中山千鶴子君 | 4番 村田貞光君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 秋山三津男君 |
| 7番 武藤勝圀君 | 9番 長浜謙太郎君 |
| 10番 武田修一君 | 11番 氏家良美君 |

◎出席説明員

- | | |
|---------------------|-------|
| 町 長 | 鳴海修司君 |
| 教 育 長 | 奥村尚久君 |
| 総 務 課 長 | 佐藤正秀君 |
| 企 画 課 長 | 佐渡健能君 |
| 町 民 生 活 課 長 | 谷藤聡君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 島田和義君 |
| 産 業 課 長 | 鷹嘴寧君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 関口英一君 |
| 建 設 水 道 課 参 事 | 寺西訓君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 山谷貴君 |
| 会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 | 今村力君 |

診 療 所 事 務 長	杉 山 結 城 君
特別養護老人ホーム所長	竹 内 修 君
町 有 牧 野 所 長	湊 昌 行 君
管 理 課 長	新 宮 信 幸 君
社 会 教 育 課 長	工 藤 匡 君
総 務 課 総 括 主 幹	小 林 和 彦 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	磯 野 貴 弘 君
企 画 課 総 括 主 幹	下 川 広 司 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	坂 元 一 馬 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	田 村 一 晃 君
議 会 事 務 局 総 括 主 幹	三 宅 範 正 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和6年第5回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告いたします。
議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、武田修一議員、1番、竹中進一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。
本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を御手元に配付しておきましたので御了承願います。
次に、中川信幸議員から10月31日をもって議員辞職願の提出があり、閉会中であつたため、地方自治法第126条の規定に基づき許可したことを御報告いたします。
議員辞職に伴い、総務産業常任委員会委員長が欠員となっております。
暫時休憩いたします。総務産業常任委員会の委員は、休憩中に委員会を開催し委員長の互選を行ってください。

休憩 午前10時01分

再会 午前10時07分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に総務産業常任委員会から、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。総務産業常任委員会委員長に中山千鶴子議員。副委員長に武藤勝罔議員。

以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第9号

○議長（氏家良美君） 日程第4、承認第9号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第9号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書。令和6年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年10月9日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、去る10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算の補正に当たり、議会を開くいとまがなかったことから専決処分したものです。

予算書の1ページをお開き願います。令和6年度新冠町一般会計補正予算、このたびは1回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7451万円にしたものです。

はじめに事項別明細書の歳出より説明いたしますので、8ページ及び9ページをお開き願います。2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費845万1千円の追加。1節報酬80万3千円増額は、選挙理事会人等の選挙従事者に係る報酬。3節職員手当等398万5千円の増額は、職員に係る時間外手当。8節旅費3万8千円の増額は、開票立会人等に係る費用弁償及び職員に係る旅費。10節需用費108万4千円の増額は、啓発看板費、各種事務消耗品、投票所入場券印刷費、投票立会人等昼食費となっております。11節役務費79万1千円の増額は、投票所入場券等郵便料。12節委託料172万円の増額は、掲示板設置及び撤去業務委託料。13節使用料及び賃借料3万円の増額は、立会人送致用ハイヤー代となっております。

次に歳入について説明いたしますので、6ページ及び7ページをお開き願います。14

款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金845万2千円の追加は、歳出で計上いたしました衆議院議員総選挙等に係る委託金です。

以上が、承認第9号、令和6年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、承認第9号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括といたします。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第47号

○議長（氏家良美君） 日程第5、議案第47号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第47号、財産（土地）の取得について、提案理由を申し上げます。

次のとおり、財産（土地）を取得するため、地方自治法第99条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以下、取得の対象及び目的等について説明申し上げますが、財産（土地）は全て財産と総称して申し上げますのでよろしく願いいたします。

1、取得する財産の所在地種別及び面積は、去る9月16日仮契約を締結いたしました、宇北星町5番地の1他10筆の土地で、議案書に記載の土地であり、延べ面積は4万8164.05平方メートルになります。種別は全て公簿上の種別を記載しており、5番地の25について池沼とあるのは、登記登録の際における現況によるものです。議案書、次の添付図面を御覧ください。当該添付図面は、土地所在図となっています。図面上、黄色に塗り潰したか所が宅地で、4260.05平方メートル。青色に塗り潰したか所が雑種地等で、4万3904平方メートルになります。議案書に戻ります。2、取得目的は、公共用地として取得するものであり、将来的なまちづくり事業を検討協議する中で各方面と協議を行い、今後詳細な活用を定めていくことといたします。3、取得価格は、2821万6183円です。4、契約の相手方は、記載のとおり、土地所有者、洲瀬昌敏、代理人、中原猛さんです。

以上が、議案第47号の提案理由でございます。御審議賜り、提案通り御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第47号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第47号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第48号

○議長（氏家良美君） 日程第6、議案第48号、令和6年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第48号、令和6年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和6年度新冠町一般会計補正予算、このたびは6回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8042万7千円にしようとするものです。

はじめに地方債の補正がありますので3ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、追加となります。起債の目的、現年発生単独災害復旧事業は、去る10月23日の大雨により被害を受けた道路及び河川の修繕費239万に財源充当するもので、限度額230万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりです。なお、本借入れの約7割が交付税で措置されるものとなっております。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、9ページ及び10ページをお開き願います。9款教育費、5項社会教育費、7目町民センター費25万3千円の追加は、12節委託料で、去る10月11日に町民センター裏側の外壁の一部が剥がれ落下している

のが発見されました。この原因は建築後48年を迎える施設の経年劣化によるものと見込まれます。町民センターでは児童館を運営しており、当該か所の周辺は遊具を配置して、子どもたちの外遊びの場所として利用しているところでもあります。このことから、安全確保を第一に考え、外壁の状態を調査の上、修繕方法を検討するもので、詳細は説明資料1ページのとおりです。なお、修繕方法が決まりましたら、できるだけ早い時期に修繕を行いたいと考えており、今後補正予算として提案することもあり得ますので、御理解願います。11ページ及び12ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費566万4千円の追加は、去る10月23日の大雨による被災か所の復旧を図るもので、12ページ右欄、説明欄、事業1の10月大雨災害復旧事業（単災）は、地方債の補正で、追加事業で説明したとおりでございます。10節需用費239万1千円の増額は、道路2件及び河川2件に係る修繕料で、詳細は説明資料2ページのとおりです。その下、事業2の10月大雨災害復旧事業は、町の単独費で実施する事業で、10節需用費267万円の増額は、道路9件及び河川1件に係る修繕料。15節原材料費60万3千円の増額は、合成樹脂管と工事用材料購入費で、詳細は説明資料3ページのとおりです。なお、災害復旧か所はこれ以外に、産業課管轄の新栄の大規模林道の路肩決壊が1か所、それと建設水道課所管の岩清水アブカシャンペ線の路肩決壊1か所がございます。こちらにつきましては、規模がそれなりに大きいものですから、調査設計等事業費を積み上げまして、その上で財源を確保していくこととなります。こちらの財源につきましては、緊急自然災害事業債、交付税が7割算入されるんですけども、こちらを活用するというので、令和7年度の当初予算のほうで計上してまいりたいと考えておりますので、御承知おき願いたいと思います。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページ及び8ページをお開き願います。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金361万7千円追加は、歳出に係る前年度繰越金の財源化です。21款町債、1項町債、9目災害復旧事業債230万円の追加は、3ページの地方債補正で説明したとおりです。

以上が、議案第48号、令和6年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。御審議を賜り原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第48号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野です。町民センターの調査委託について質問いたします。この調査委託の期間は決まっているのでしょうか。いつからいつまででしょうか。

○議長（氏家良美君） 工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） 特に今も決まってませんが、なるべく早い時期に対応してもらおうというふうに思っています。

○議長（氏家良美君） 但野委員。

○5番（但野裕之君） ただいまの答弁ですけれども、まだ決まっていけないということですが、先ほど総務課長の説明の中で、調査結果次第では年内に補正を組んで行いたいという、修繕を行いたいという説明ありましたけれども、調査期間がもし遅れるのであれば、冬季間の修繕というやっぱり普通に考えると、不都合ではないかと思うんですけれども、この辺はしっかりした計画はないでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） まずこの委託費頂きまして調査に入ります。その状況でどのぐらい期間かかるかにもよるんですけれども、今、議員がおっしゃるとおりですね、その施工について、修繕方法も検討するというところでございますけれども、それ決まりましたときに、冬季間で不都合だとなれば、その期間は避けて適切な時期ということになりますけれども、なるべく早い時期に直せばいいという一方にありますので、こちらのほうはしっかりしましたら、また御相談をさせていただくこととなりますけど、今ちょっと決まってない状況です。よろしくをお願いします。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） この周辺で遊ぶ子どもたちとかありますので、安全面を考えれば、できるだけ早く調査して、年度内に早いうちに修繕を行うべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） 御指摘のとおりでございます。子どもたちの安全が第一ということで、バリケードだとか、そういった対応をしながらですね、安全面配慮していきたいなというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第48号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） 以上をもって本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって令和6年第5回新冠町議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

（午前10時25分 閉会）